

日病寝第4号
令和2年4月23日

各 会 員 様

一般社団法人 日本病院寝具協会
理事長 小野木 孝二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う寝具類の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当協会の運営に当たり格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、昨年12月末に中国で発生した「新型コロナウイルス」が、厚生労働省により本年2月1日「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第8項に規定する指定感染症(1～3類感染症に準じた対人、対物措置(1年間に限定)が必要)として指定されました。

これに伴い、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日健政発第98号 各都道府県知事あて 厚生省健康政策局長通知 最終改正：平成30年10月30日医政発第1030第3号で一部改正)の第3、8、(1)業務の範囲等に関する事項、イ 委託できる寝具類の範囲「病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。」①感染症法第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む)であって、病院において、同法第29条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。

に該当し、今後、新型コロナウイルスの病原体に汚染されたもの及び汚染されているおそれのあるものについては、病院等で消毒されたもの以外は受託できないことになりましたので十分ご注意ください。

しかしながら、現状において、新型コロナウイルス感染症の爆発的な発生状況等を鑑みれば、多くの患者を抱え、限られた人員で医療を守っている病院様に対し、いかに迅速に清潔な寝具類等をお届けすることができるのか、又、我々会員の方々にとっても感染の危険から自らの身を守りながら、被洗物(寝具類等)の回収・消毒・洗濯をいかに迅速に効率的に遂行することができるのかを考えることが今一番必要とされていると思います。

このため、当協会において、未だ不完全な面があることは否めませんが、別紙「新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について」(令和2年4月23日)を作成いたしましたので、病院様及び会員の皆様方がお互いに感染の危険から身の安全をしっかりと守りながら、円滑な業務活動に役立てていただければ幸いです。

新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について (お客様へのお願い)

【1】病院内での消毒(以下「一次消毒」という。)のお願い

以下のいずれかの方法により病院内での消毒をお願いします。

・平成5年2月15日指第14号 厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について(抄)」の別添2及び一般社団法人日本病院寝具協会発行「寝具類の消毒に関するガイドライン(第7版)」のそれぞれの一部を準用して行う消毒方法による。

A:熱水消毒(80° C・10分)

B:0.05%(500ppm)～0.1%(1,000ppm)の次亜塩素酸Na溶液に30分間浸漬後、洗濯。
(浸漬後の洗濯は次亜臭がなくなる程度に洗い流していただければ結構です。)

* <上記Bの溶液濃度の参考例>

例えば、市販の6%の塩素系漂白剤(ハイター・ブリーチ等)を利用する場合、2ℓの水に対して20cc(ペットボトルキャップ4杯程度)で、0.06%(600ppm)になります。(なお、この溶液に30分間浸漬後、洗濯も可)

(注1) 病院内で上記のA又はBの一次消毒を実施するために病室から運び出す場合の注意として、ビニール袋で二重に密閉して外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

(注2) 病院内で消毒済みの寝具類については、上記の(注1)とは別のビニール袋に入れ、袋内の空気をなるべく抜き二重に密閉、外側を0.05%(500ppm)次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して、「消毒済み」「病院名」「新型コロナウイルス」と明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。

【2】上記【1】の代替案

本来は、上記のA又はBの処理が病院内で行われることが大原則ですが、設備的な理由や人員確保の面などで困難な場合は、以下の方法も参考にしてください。

C:寝具類を水溶性バッグ(PVAフィルム等)に入れ、しっかりと口を締め、更にそれをビニール袋に入れて、二重に密閉した状態で外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

D:寝具類に含有率70%以上のエタノールを、近距離でまんべんなく吹き付けした上で、ビニール袋で二重に密閉し、外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

E: 寝具類をビニール袋で二重に密閉し、感染の危険のある旨を表示の上、外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

ただし、病院内の設備的な理由や人員確保の問題などで、どうしても上記A～Dの処理を病院内で行うことができない場合に限り、病院様と会員さんとの間で十分に話し合っただ方合意の下、今回の新型コロナウイルスの取扱いに限っての覚書等を取り交わすなどにより対応するようお願いします。

また、この処理に当たっては、特に病院様には会員さんの配送や洗濯工場に從事する方々の安全面の確保にご理解をいただくようお願いいたします。

F: 病院内でA～Eの処理も困難な場合は、廃棄物として適切に処理し洗濯委託業者にその内容、廃棄した寝具類の品名や数量を報告してください。

(注1) C～Eの方法による場合は、「未消毒」「病院名」「新型コロナウイルス」を明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。

洗濯工場における留意事項

受託者の従業員については、マスク、手袋、ゴーグル、予防衣(又は前掛け等)等の個人防護具を必ず着用してください。